

**文京区一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」
の改定に関わる考え方及び今後の方向性について
(答 申)**

平成 22 年 12 月

文京区リサイクル清掃審議会

目次

1	はじめに	1
2	ごみ排出の現状	2
3	地域特性	2
4	基本理念・方針	3
	（1）基本理念.....	3
	（2）基本方針.....	4
5	計画期間	5
6	計画の推進体制	5
	（1）双方向の情報交換と区民参画	5
	（2）P D C Aサイクルによる管理	5
	（3）関係部署との連携	6
7	減量目標の設定	6
	（1）現行計画の目標値の達成状況と評価.....	6
	（2）評価指標.....	7
	（3）新たな数値目標.....	8
8	モノ配慮社会の実現に向けた具体的な施策.....	8
	（1）家庭系の3R推進のための施策.....	10
	（2）事業系の3R推進のための施策.....	13
	（3）普及啓発・協働を推進するための施策	15
9	参考資料	19
	（1）ごみ組成分析調査	19
	（2）区民アンケート調査.....	20
	（3）事業所アンケート調査	22
	（4）ごみ・資源の流れ	23

1 はじめに

平成 12 年 4 月、特別区制度改革により清掃事業が都から区に移管されました。清掃事業を実施するにあたり文京区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理基本計画¹である「モノ・プラン 2000 文京」を策定し、この計画に基づいてリサイクル清掃事業を進めてきました。

「モノ・プラン 2000 文京」の特徴は、ごみ排出量やリサイクル回収量のみならず、発生抑制を評価する指標を「モノ排出量」として定め、文京区版循環型社会²である「モノ配慮社会³」の形成に向けた明確な数値目標を掲げているところにあります。「モノ・プラン 2000 文京」の策定時期が、循環型社会の定義を示した「循環型社会形成推進基本法」の施行前であることを考えると、「モノ・プラン 2000 文京」は時代を先取りした計画であったことがわかります。

その後、区民のライフスタイルの変化や人口の増加、地域コミュニティの変化などに対応するため、平成 18 年 3 月に本審議会では「モノ・プラン 2000 文京の見直しの考え方及び方向について」を答申し、この答申をもとに「モノ・プラン文京(平成 18 年度～平成 23 年度)」(以下、「現行計画」といいます。)に改定されました。

文京区では現行計画に基づき、循環型社会の実現に向けてリサイクル清掃事業に取り組んでいますが、ごみの中にはまだリサイクルできるものが含まれており、循環型社会の形成に特に重要とされる「発生抑制」や「再使用」についての区民や事業者の取組みも一定程度進んではいるものの、まだ十分とはいえません。また、平成 20 年からは京都議定書の約束期間⁴に入ったこともあり、リサイクル清掃事業においても温室効果ガス排出量を始めとする環境負荷の低減に努めていく必要があります。一方で、今日の社会・経済情勢を鑑みると、限られた財源で一層効率的にリサイクル清掃事業を運営していくことが求めら

¹ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に、市町村は一般廃棄物処理計画を定めなければならない旨が規定されています。

² 循環型社会とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会をいいます。(出典：循環型社会形成推進基本計画)

³ ごみになる前の将来不用となるであろうものを「モノ」といい、より一層「モノ」について考え、「配慮」する社会です。

⁴ 京都議定書で定められた第一段階の目標期間で、2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)までとされています。日本では、この 5 年間における温室効果ガスの平均排出量を基準年(1990 年)から 6%削減するという目標が割り当てられています。

れています。

このようなりサイクル清掃事業を取り巻く状況の変化に対応しつつ、「モノ配慮社会」をより具体化するための新たな一般廃棄物処理基本計画のあり方について検討いたしました。

2 ごみ排出の現状

平成 21 年度に実施した「文京区家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査」により、次のような現状が明らかになりました。

家庭系ごみには集積所における資源回収品目が約 2 割含まれています。

資源として集積所で回収している古紙、びん・缶、ペットボトルが、家庭系ごみ全体の約 2 割を占めることが明らかとなりました。これらの品目についてはより一層の分別の徹底が必要です。

家庭系ごみの約 4 割は生ごみです。

家庭系ごみの約 4 割は生ごみが占めています。更なるごみ減量を推進するためには、生ごみの発生抑制やリサイクルの方策についての検討が必要です。

事業系ごみの割合が全体の約 6 割を占めています。

区の収集ごみ量と持込ごみ量を合わせたごみ排出量 7 万トン(年間)のうち、事業系ごみは 3 万 9 千トン、このうち 1 万 6 千トンが大規模事業所、2 万 3 千トンがそれ以外の事業所のごみと推計されています。事業系ごみの割合が全体の約 6 割を占めていることから、家庭系ごみ対策とともに事業系ごみ対策も重要です。

3 地域特性

一般廃棄物処理基本計画は、文京区の地域特性を反映したものとする必要があり、計画策定に際しては次のような事項に留意する必要があります。

単身世帯が増加しています。

平成 12 年度と平成 17 年度の国勢調査を比較すると、単身世帯は 8,627 世帯増加しており、1 世帯あたりの人員は 2.03 人から 1.92 人と 2 人を割っています。また、文京区には大学などの教育機関が多いことから、若年単身者の転出

入が多くなっており、さらに、高齢社会の進展に伴って高齢者の単身世帯も増加しています。これらの単身世帯に向けた施策の検討が必要です。

集合住宅が増加しています。

同じく平成 12 年度と平成 17 年度の国勢調査によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯の割合は約 5 % 増加しており、今後も集合住宅の増加が見込まれます。集合住宅の特性を生かした普及啓発や 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）施策を検討する必要があります。

地域活動の取組みに差があります。

文京区の中には、地域コミュニティの活発な地域と、集団回収未実施地域のような地域コミュニティの弱い地域が混在しています。このような地域特性に応じた普及啓発が必要です。

オフィスビル、医療機関、学校が大規模事業用建築物の約 8 割を占めています。

文京区内には延床面積 3,000 m²以上の大規模事業用建築物が約 270 ありますが、その中で、オフィスビル、医療機関、教育機関が全体の約 8 割を占めています。これらの建築物から排出されるごみ・資源の適正排出や 3 R を推進する施策が必要です。

4 基本理念・方針

(1) 基本理念

文京区では、大量消費、大量廃棄社会から脱却し、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組みを優先的に進めることにより適正な循環が保たれた社会「モノ配慮社会」を目指すという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン文京」を策定し、事業を推進しているところです。

最近では、循環型社会を実現していくためには環境と経済の両立が重要と言われており、環境と経済の両面を表す指標として、資源生産性⁵という言葉が使われるようになってきました。資源生産性とは、より少ない資源の投入

⁵ 投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出しています。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的に GDP を生み出すよう、資源生産性の増加が望まれます。（出典：平成 21 年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）

量で効率的に価値を生み出そうという考え方です。

私たちの生活はモノを消費することによって成り立っていますが、モノを消費すればするほど環境負荷が高まってしまいます。環境負荷を少なくしながら、生活の利便性を享受していくためには、モノの価値を最大限に活用することが必要となります。そのため、3Rや適正処理を通じて、資源生産性を高め、モノの価値を最大限に活用することがリサイクル清掃事業に求められています。

その一方で、3Rや適正処理を実施するためには費用が発生します。限られた財源で効率的に3Rや適正処理を推進し、環境負荷の低減を実現していくためには、費用対効果についても考慮する必要があります。

これらのことから、文京区においては、これまでの現行計画の考え方を引き継ぎつつ、次のような基本理念に基づいてリサイクル清掃事業を推進すべきです。

モノ配慮社会の実現

～モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業～

(2) 基本方針

モノの価値を最大限に効率的に活用するリサイクル清掃事業を実現するため、文京区では、次の3つの基本方針に基づきリサイクル清掃事業を実施することが必要です。

基本方針1 生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

区は、状況に応じた収集運搬体制の構築、環境負荷を低減するための中間処理の推進、最終処分量の最小化といったリサイクル清掃事業を円滑に推進し、生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

基本方針2 区民・事業者等と協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。

区は、区民・事業者等（区民、地域活動団体、NPO及び事業者。以下、「区民等」といいます。）の理解と協力を得ながら、協働して発生抑制と再使用に重点を置いた3Rを推進します。そのために、区は、区民等が主体的に取り

組むことができるよう、環境整備に努めます。

基本方針 3 効率的なリサイクル清掃事業を推進します。

区は、リサイクル清掃事業の実施に際しては、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効率的にリサイクル清掃事業を運営します。

5 計画期間

計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年で見直しすることを提案します。

6 計画の推進体制

(1) 双方向の情報交換と区民参画

リサイクル清掃事業を推進するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等の立場に立ち、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画することができるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。

そのため、現行計画に明確に位置づけられている区民参画の考え方に基づき、今後も引き続き、積極的な区民参画が図られることを強く望みます。

また、モノ配慮社会を実現するためには、市民団体や NPO の役割が重要です。よって、区は、市民団体や NPO が効果的に行動できるように支援すべきです。さらに、3R や適正処理を進めていくためには、地域コミュニティにも大きな役割が期待されますので、地域コミュニティが一層活性化するよう注力すべきです。

(2) PDCA サイクルによる管理

現行計画では、目標設定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直しと計画立案(Action)というチェックと見直しの仕組み（以下、「PDCA サイクル」といいます。）により、毎年の進捗状況を管理することになっています。しかし、PDCA サイクルによる管理を行うためにはごみ排出実態調査が必要となり、また、調査による誤差が結果に反映されてしまうなどの問題点もあります。

平成 18 年度からは、区内の事業者による持込ごみ量が算定されるようになるなど、区が把握できるデータが従前より充実してきました。そのため、ごみ排出実態調査に基づく評価は、廃棄物処理システムに変更が生じた場合

や一般廃棄物処理基本計画の改定時のみとし、毎年のリサイクル清掃事業は行政データ⁶に基づくP D C Aサイクルを構築することが必要です。あわせて、P D C Aサイクルを運営していくための区民参画の仕組みや結果の公表方法など、管理のための仕組みを整備していくことが必要です。

(3) 関係部署との連携

区と区民等が連携してモノ配慮社会を実現するためには、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力が不可欠です。

例えば、児童・生徒への環境教育は教育関連部署、事業系ごみ対策は商工関連部署などとの連携が必要です。

7 減量目標の設定

(1) 現行計画の目標値の達成状況と評価

表-1に平成21年度における現行計画の目標値の達成状況を示します。まず、モノ排出量は全体で目標値より152g少なくなっており、特に家庭系については164g少ない量で達成しています。事業系も未達成ながら、超過量は10gにとどまっています。このことは、3Rの優先順位のうち最も高い発生抑制が全体として進んだことを意味しています。

一方、区内リサイクル回収量が目標値より331g少なくなったことにより、ごみ排出量は目標値と比較し178gの超過となりました。古紙の中で雑がみの回収が進んでいないことなどが原因と考えられます。また、ごみ排出量のうち最も多くを占める生ごみについても対策を検討する必要があります。

しかしながら、現行計画の目標値の設定や推計値の算出については、アンケート結果に基づく拡大推計を多く用いること等により、実際の数値と乖離しているという側面もあります。そのため、新たな一般廃棄物処理基本計画における目標値は、行政データを基にするなど、実態をより正確に反映したものにする必要があります。

⁶ 区が把握するごみ収集量・資源回収量を指します。

表－1 現行計画の目標値の達成状況

単位：g/人日

		平成21年度 推計値	平成16年度 推計値		平成21年度 目標値	
		原単位	原単位	比較	原単位	評価
モノ排出量	家庭系	643	708	減少○	807	達成
	事業系	1,441	1,688	減少○	1,431	未達成
	合計	2,085	2,396	減少○	2,237	達成
ごみ排出量	家庭系	416	427	減少○	334	未達成
	事業系	741	888	減少○	645	未達成
	合計	1,157	1,315	減少○	979	未達成
区内リサイクル回収量	家庭系	227	281	減少×	470	未達成
	事業系	700	800	減少×	788	未達成
	合計	927	1,081	減少×	1,258	未達成

(2) 評価指標

新たな一般廃棄物処理基本計画では、次のような指標で評価することが必要です。

① 基本指標

目標値を設定し毎年P D C Aサイクルで進捗管理していく指標です。

- 家庭系ごみ排出原単位 (g/人日)
- 家庭系リサイクル率 (%)
- 事業系ごみ排出量 (t/年)
- 事業系リサイクル率 (%)

② モニター指標

目標値は設定しませんが、毎年の推移を評価していく指標です。

- 区収集ごみ量、持込ごみ量、資源回収量
- 最終処分量
- リサイクル清掃事業から発生する温室効果ガス排出量
- 人口1人あたり年間処理経費
- 集団回収の団体数
- 講座やフォーラムに参加した人数
- 廃棄物管理責任者講習会への参加人数

(3) 新たな数値目標

新たな数値目標の設定にあたっては、ごみに含まれる資源の量などのデータを基に、各施策による減量見込み量を積み上げて設定する必要があります。一方で、文京区の減量目標は、国や特別区が掲げる以下のような数値目標を上回ることはもちろんのこと、23区におけるごみ減量のトップランナーを目指す従来からの方針を今後も継続すべきです。

① 平成19年3月、「特別区助役会 負担の公平・役割分担のあり方検討会 解決に向けての骨太方針」

- ごみの減量数値目標は、区収集ごみについては、向こう10年間で区民1人あたり20%の削減を目指す。また、持込ごみについてもその削減に努力する。

② 「循環型社会形成推進基本計画」平成12年度比で平成27年度の数値目標

- 1人1日あたりのごみ排出量
(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) を約10%減
- 1人1日あたりに家庭から排出するごみの量
(計画収集量-資源ごみ量) を約20%減
- 事業系ごみの総量
(直接搬入量) を約20%減

8 モノ配慮社会の実現に向けた具体的な施策

モノ配慮社会を実現するためには、区と区民等がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組む必要があります。区は、自らが3Rや適正処理に取り組むとともに、区民等の取組みを促進するため、表-2に示す施策を実施することが必要です。

表-2 具体的な施策の一覧

モノ配慮社会の実現	家庭系の3R推進のための施策	集団回収の拡充	地域活動団体等への働きかけ 古紙回収の一本化の検討
		資源回収の拡充	回収拠点の増加 新たな回収品目の検討 粗大ごみリサイクルの検討 生ごみ減量の検討
		プラスチック製容器包装の3R推進	発生抑制・再使用の働きかけ 拡大生産者責任に基づく発生抑制、自主回収等の働きかけ 拠点回収の拡充 その他プラスチック製容器包装の集積所回収の検討 容器包装リサイクル法改正の働きかけ
		家庭系ごみ有料化の検討	
	事業系の3R推進のための	大規模事業所の3R推進	再利用計画書対象事業所の拡大 食品リサイクル法に基づく生ごみの発生抑制やリサイクルの働きかけ
		小規模事業所の3R推進	集積所への排出基準の見直しの検討 集積所を利用する事業所の事前登録制及び事業系ごみの集積所回収廃止の検討 一般廃棄物処理業者等の情報提供
		区施設での3R推進	
	普及啓発・協働を推進するための施策	区民を対象とした普及啓発・協働の推進	分別チラシやパンフレットの全戸配布の検討 町会・自治会との連携 地域コミュニティの弱い地域への対策 雑がみ回収量拡大に向けた普及啓発 若年単身世帯へのインターネットや電子メールの活用 不動産関連団体、大学との連携 管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発 児童・生徒への環境教育の実施 3R推進の取り組みや地域美化活動に対する表彰制度の検討 シビックセンターでの3R推進の取り組みの紹介 ごみ減量に関心を持つ区民を結び付ける方策の検討 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援
		事業者を対象とした普及啓発・協働の推進	分別チラシやパンフレットの全事業所配布の検討 先進的な取り組み事例の紹介 生ごみ減量のための普及啓発 イベント等での3Rモデル事業の検討 事業者に対する表彰制度の検討

(1) 家庭系の3R推進のための施策

① 集団回収の拡充【基本方針2・3】

現在、古紙等の資源は、主に集積所回収と集団回収の2つの方法により回収されています。集積所回収は行政が主体となって回収するのに対して、集団回収は町会・自治会、子ども会、PTA、マンション管理組合などの地域活動団体が、回収業者と契約して行うリサイクルです。集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という大きな意味を持っており、回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、更なる拡充が必要です。

○地域活動団体等への働きかけ

すでに集団回収に取り組んでいる団体に対しては、集団回収の実施回数を増やすよう働きかける必要があります。また、集団回収未実施の町会・自治会やマンション管理組合等に対しては、集団回収への参加を呼びかける必要があります。さらに、集団回収のもう一方の主役である回収業者との連携が必要です。

○古紙回収の一本化の検討

集団回収における古紙回収量は、集積所回収を上回るものとなっています。古紙回収については、集積所回収を廃止し集団回収に一本化する地方自治体もあります。今後、集団回収への一本化を検討するにあたっては、どの程度経費が削減できるのか、区民の利便性はどのように変化するかなどを調査・研究していく必要があります。

② 資源回収の拡充【基本方針1・2】

ライフスタイルがそれぞれ異なる区民の多様なニーズに対応するため、拠点回収の拡充は重要です。拠点回収の拡充方策としては、回収拠点数の増加と拠点回収品目の増加についての検討が必要です。

○回収拠点の増加

現在、乾電池、白色トレイ、衣類の回収拠点数は11か所ですが、特に重量のある衣類は、回収に協力したくても拠点まで持って行けない区民も

多くいると考えられ、回収拠点数の増加を検討する必要があります。

○新たな回収品目の検討

23区では、拠点回収で廃食用油を回収している事例が多くありますが、回収量の実績は、回数を重ねるごとに徐々に減少していくという傾向が見受けられます。このことから、文京区においては、イベント等を活用した回収を検討すべきと考えます。

また、プランターなどで使用した園芸土の処分に困っている区民も多いことから、区内のNPOなどと協働で園芸土の回収モデル事業を実施し、回収方法や再生利用方法、事業経費の負担などについて検討する必要があります。

○粗大ごみリサイクルの検討

現在、再利用可能な粗大ごみの有効活用を図るため、区のイベントでその一部の無償譲渡を行っていますが、粗大ごみの中には、資源化が可能な金属類が多く含まれていると考えられることから、粗大ごみのリサイクルについても検討する必要があります。

○生ごみ減量の検討

家庭から排出される家庭ごみの約4割は生ごみですので、生ごみの減量は重要な課題です。調理くずの少ない調理方法の工夫や賞味期限切れの食品、食べ残しなどが少なくなる消費行動の重要性について普及啓発を行うことにより、まずは生ごみそのものの発生を抑制することが大切です。その上で、コンポスト容器や生ごみ処理機を使った生ごみリサイクルを推進すべきです。

これらのコンポスト容器等から出る一次処理物については、庭やプランターで肥料として利用したり、堆肥化することが望ましいのですが、集合住宅では使い切れず、結局、ごみとして捨てられていることがあります。そのため、生ごみリサイクルに取り組んでいる区内のNPOと協力するなどして、この一次処理物を堆肥化して活用する仕組みを検討する必要があります。

③ プラスチック製容器包装の3R推進【基本方針1・2】

文京区には清掃工場がなく、他区に所在する工場に焼却処理を依存してい

る状況であることから、家庭系ごみの約1割を占めるプラスチック製容器包装の3Rについて検討する必要があります。

○発生抑制・再使用の働きかけ

詰替製品などの簡易包装を選択する、マイバッグを持ち歩く、レジ袋など無駄なものは断る、再使用できる容器を利用するといった、発生抑制と再使用の具体的な取組方法や重要性について、区民や事業者に普及啓発を行う必要があります。

○拡大生産者責任に基づく発生抑制、自主回収等の働きかけ

製造事業者や販売事業者は、拡大生産者責任の原則に基づいて、発生抑制や再使用、自主回収を推進する必要があります。区は、事業者に対してこれらの取組みを推進するよう働きかける必要があります。

○拠点回収の拡充

現在、文京区では、ペットボトルや白色トレイといった、単一素材で分別がしやすく、技術的にも有効利用しやすいプラスチック製容器包装について、集積所回収や拠点回収でリサイクルを行っています。今後はこれらの他にも、分別がわかりやすく単一素材として分けやすいプラスチック製容器包装を拠点で回収し、質の高いリサイクルをする仕組みを整備する必要があります。

○その他プラスチック製容器包装の集積所回収の検討

その他プラスチック製容器包装については、集積所回収の実施に向けて早急に検討することが必要です。しかし、検討に際しては、再商品化手法によっては温室効果ガスの排出などの環境負荷が増大してしまう可能性もあることや収集にかかる追加的費用について留意する必要があります。

○容器包装リサイクル法改正の働きかけ

現行の容器包装リサイクル法では、容器包装の収集・選別・保管については、地方自治体の役割となっており、その費用負担は大きいものがあります。また、地方自治体において、再商品化手法を選択できない仕組みになっています。区はこれらの点を改正するよう、国に働きかける必要があります。

④ 家庭系ごみ有料化の検討【基本方針 1・2】

家庭系ごみの有料化には、費用負担を軽減しようとする動機付けが働き、ごみの発生抑制及び分別の徹底が期待できること、ごみの排出量の異なる区民の負担の公平化が図られること、排出者の意識改革につながることなどの効果が期待できます。このようなことから、国も廃棄物処理法基本方針の中で、地方公共団体の役割として、一般廃棄物処理の有料化推進を求めています。その一方で、区民に新たな費用負担が発生すること、不法投棄等の可能性が高まること、ごみの減量効果が限定的であることなど、解決すべき課題も多くあります。

家庭系ごみの有料化の検討に先だって、容器包装の軽量化など事業者による発生抑制の促進や、販売事業者の自主回収の拡充など、拡大生産者責任に基づく事業者の取組みを推進していくや、多様な 3 R 推進のための施策を実施することに加え、区民に費用負担を課さないリサイクルシステムなどを確立しておく必要があります。これらの施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合には、最終手段として導入の是非について検討する必要があります。その際には、シンポジウムやアンケート調査などにより区民の意向を把握するとともに、本審議会などの区民参画の場での十分な議論が不可欠です。

また、これまでのリサイクル清掃事業の経緯や 23 区は事業系一般廃棄物処理手数料を統一的に扱っていること、狭い道で他区と近接している地理的な条件などを考慮すると、有料化の検討にあたっては、他の 22 区、特に隣接区との調整にも留意すべきです。

(2) 事業系の 3 R 推進のための施策

① 大規模事業所の 3 R 推進【基本方針 2】

区では、延べ床面積 3,000 m²以上の大規模事業所に対して、再利用計画書による毎年の実績報告と排出計画の提出を義務付けています。この大規模事業所から排出されるごみは、自己処理の原則により、一般廃棄物処理業者への処理委託が行われているところです。また、再利用計画書の情報を基に区の立入指導が実施され、3 R や適正処理の推進が図られてきました。

○再利用計画書対象事業所の拡大

自己処理の拡大やごみ・資源に対する意識を高める観点から、再利用計画書を提出する事業用大規模建築物の範囲を、現行の 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に拡大し、積極的に指導を行っていく必要があります。

新たに対象となる事業所に対しては、再利用計画書について周知徹底を図り、制度についての理解を求めなければなりません。また、実施にあたってはその書式を簡易にするなど、事務負担が増えないよう配慮することも必要です。

○食品リサイクル法に基づく生ごみの発生抑制やリサイクルの働きかけ

生ごみの排出量が多いと考えられるホテルや飲食店に対して、食品リサイクル法に基づく生ごみの発生抑制やリサイクルを促進するよう働きかける必要があります。

② 小規模事業所の 3 R 推進【基本方針 2・3】

区では、ごみの排出量が日量 50kg 未満又は従業員 20 人以下の事業所について、有料ごみ処理券を貼って集積所へごみを排出することを認めており、多くの事業所が、この基準に従って集積所を利用しています。

しかしながら、有料ごみ処理券は 1kg あたり 32.5 円と設定されており、実際のごみ処理単価の 1kg あたり約 60 円との差額は区民全体の負担となっています。

○集積所への排出基準の見直しの検討

日量 50kg 未満という基準は、23 区以外の地方自治体に比べて緩やかなものです。日量又は収集 1 回あたり 10kg 未満と設定する、指定袋を作成してその袋数で制限する、住居併設の事業所に限るなど、排出基準の強化が必要です。

○集積所を利用する事業所の事前登録制及び事業系ごみの集積所回収廃止の検討

事業系ごみの自己処理への変更を推進するため、集積所を利用する事業者を事前登録する制度や事業系ごみの集積所での回収を廃止することも検討する必要があります。

○一般廃棄物処理業者等の情報提供

以上の施策に伴って事業者による自己処理の拡大が期待されますが、一般廃棄物処理業者に関する情報を整備するなど、自己処理への移行が円滑に進むような支援も同時に検討しておく必要があります。

③ 区施設での3R推進【基本方針2】

区役所は区内最大の事業者のひとつであり、シビックセンターをはじめとする区施設からは、多くのごみ・資源が発生します。区ではすでに紙類の使用抑制やリサイクル、また、生ごみの堆肥化などに着手していますが、区内の事業者の規範となるように、さらに3R推進に積極的に取り組む必要があります。

(3) 普及啓発・協働を推進するための施策

発生抑制や再使用の促進には、区民等の自主的な取組みが不可欠であり、そのために、地域特性に応じた効果的な普及啓発に取り組む必要があります。

また、3Rの更なる普及啓発には区民等との協働が不可欠であるため、区民等が区と協働して3R推進に取り組む場の設定や、3R推進のための組織体の検討が求められます。

なお、区が普及啓発事業を実施するに際しては、区民や事業者がどのように行動すればよいか、具体的にかつわかりやすく示す必要があります。

現在、リサイクル清掃事業に関する重要なお知らせは、町会・自治会の回覧板やチラシ等により全戸に周知を図っているところです。今後、効率的で効果的な普及啓発を図っていくためには、各地域の特性に応じた施策を展開することが重要になります。

① 区民を対象とした普及啓発・協働の推進【基本方針1・2】

○分別チラシやパンフレットの全戸配布の検討

ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの基礎的な情報を区民に的確に伝達するため、区報やパンフレット、チラシなどの紙媒体を活用することが重要です。区民が排出した資源のリサイクル方法や、分別区分や回収曜

日などを記載したパンフレットの全戸配布を検討する必要があります。

○町会・自治会との連携

町会・自治会への参加率・活動率が高いコミュニティ活動が盛んな地域においては、町会・自治会を通じた普及啓発（回覧板、説明会、ふれあい指導など）が有効と考えられます。特に、集団回収活動が活発な地域では、リサイクルや清掃分野への関心も高く、町会・自治会活動も活発と考えられることから、町会・自治会と連携した普及啓発の展開が効果的です。

○地域コミュニティの弱い地域への対策

集団回収の取り組み団体が少なく、マンション・アパートなどの集合住宅が多い地域においては、チラシ等による周知を中心に行うことが有効と考えられます。また、区内のすべての集合住宅をリスト化し、集合住宅ごとに管理人宛に世帯数分のパンフレットを送付する方法も効率的です。

○雑がみ回収量拡大に向けた普及啓発

包装紙、紙袋、封筒、はがきなどの雑がみは、雑誌と同様に集積所での資源回収を実施していますが、まだ、その多くがごみとして捨てられています。このため、雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発が必要です。

○若年単身世帯へのインターネットや電子メールの活用

ワンルームマンションに居住する若年単身世帯など、地域との結び付きが比較的弱い区民に対しては、インターネットや電子メールを活用する必要があります。

○不動産関連団体、大学との連携

ワンルームマンションなどの管理人のいない集合住宅については、不動産関連団体との連携を検討する必要があります。また、こうした集合住宅の居住者には学生も多いため、大学と連携し取り組む必要があります。

○管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発

管理人のいる集合住宅については、管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発が必要です。

○児童・生徒への環境教育の実施

子どもの頃からごみ問題やリサイクルについて正しい知識を持つことができるよう、教育関連部署と連携した環境教育の実施が必要です。

○3R推進の取組みや地域美化活動に対する表彰制度の検討

集団回収に取り組んでいる団体に対する表彰制度については、団体としての回収量は少なくても、世帯当たりの回収量が多い団体も表彰を受けられるような工夫や、集団回収以外でも、3R推進の取組みや地域美化活動などを対象とした表彰制度も必要です。

○シビックセンターでの3R推進の取組みの紹介

区民の意識向上を図るため、シビックセンターにおける3R推進の取組みを、来庁する区民へアピールする必要があります。

○ごみ減量に関心を持つ区民を結び付ける方策の検討

区民が自主的な3R推進の取組みに積極的に参加できるよう、それぞれの区民の関心に応じた情報を提供する必要があります。さらに、共通のテーマに関心を持つ区民を結び付け、区民相互の連携を深めるような方策が必要です。

○地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援

区では、区内の団体と連携し、イベントを協働で実施するなど団体の育成支援を行っています。引き続き、区民組織との連携の強化を図り、新たな普及啓発の展開を図る必要があります。また、3Rを推進する人材育成のために設置した「リサイクル推進サポーター」の活動の充実を図る必要があります。

② 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進【基本方針1・2】

事業者の自己処理を推進することは拡大生産者責任の観点からも重要であり、事業者に向けた普及啓発の拡充が不可欠です。しかし、3Rや適正処理のための的確な情報提供や普及啓発がなされていない場合もあると考えられます。そのため、区は事業者の営業時間等の実態に即した形での情報提供や支援をさらに強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図る取組みが必要です。

○分別チラシやパンフレットの全事業所配布の検討

事業系ごみの自己処理原則を呼びかけたり、小規模事業所向けのリサイクルシステムであるRサークルオフィス文京をよりPRするために、事業者向けパンフレット、チラシを作成し、区内の全事業者への配布を検討す

る必要があります。

○先進的な取組み事例の紹介

区内の事業所は業種や規模が様々であり、3Rや適正処理の取組方法も業種によって大きく異なっています。事業所の業種や規模別に区内の先進的な取組み事例を紹介したパンフレットを作成し、広く紹介する必要があります。

また、シビックセンターでの取組みを紹介することで、区が率先して3Rに取り組んでいることを、区民や事業者にアピールすることも重要です。

○生ごみ減量のための普及啓発

事業所の中でも飲食店などは多くの生ごみを排出していることから、生ごみの取扱いが改善するような普及啓発が必要です。

また、ご飯の量を選べるようにするなど、食べ残しが少なくなる工夫を働きかけていく必要があります。

○イベント等での3Rモデル事業の検討

多くの人が集まる場所での普及啓発は効果的と考えられることから、区は事業者と協力して、イベント会場での3R推進の取組みについて検討する必要があります。

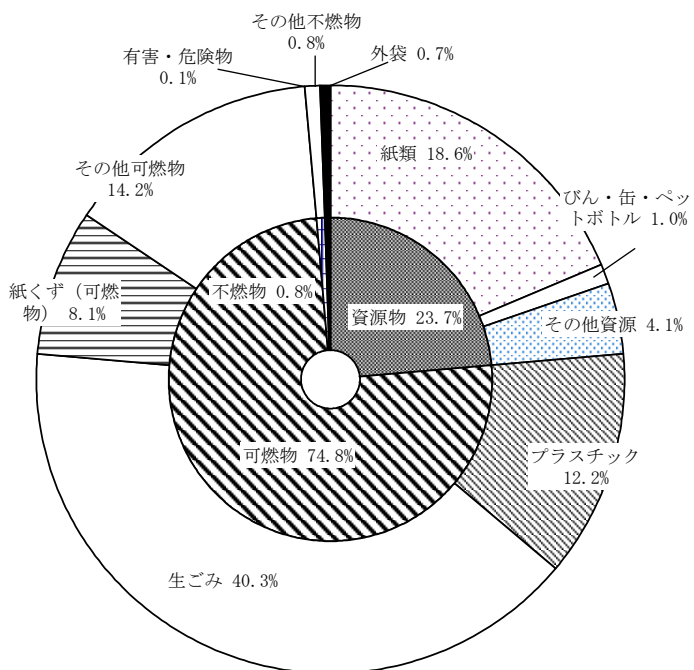
○事業者に対する表彰制度の検討

区内には、3R推進に積極的に取り組んでいる事業者が数多くあります。また、リサイクル推進協力店として区に認定されている販売店も少なくありません。このような3R推進に積極的に取り組む事業者や販売店に対する表彰制度を検討する必要があります。

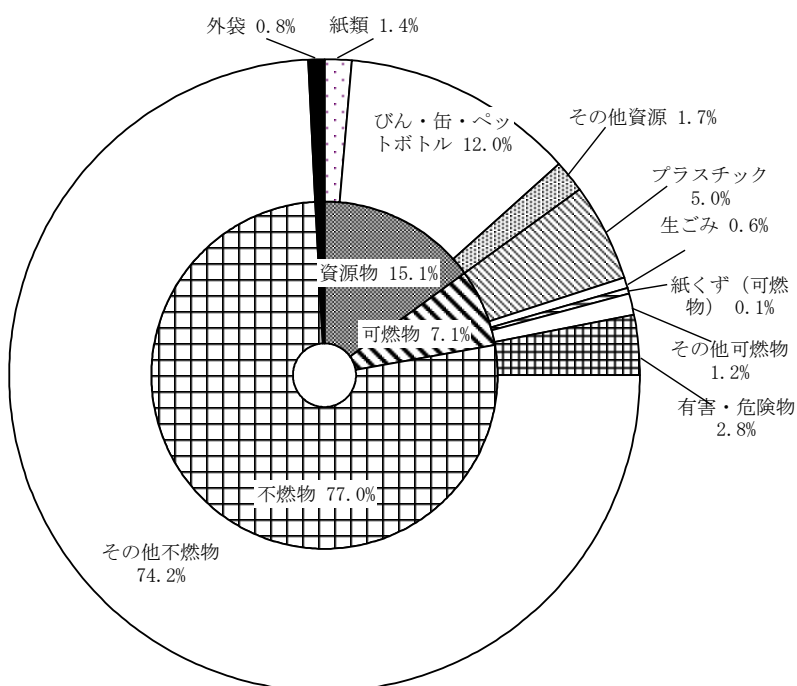
9 参考資料

(1) ごみ組成分析調査

①家庭系可燃ごみの組成割合



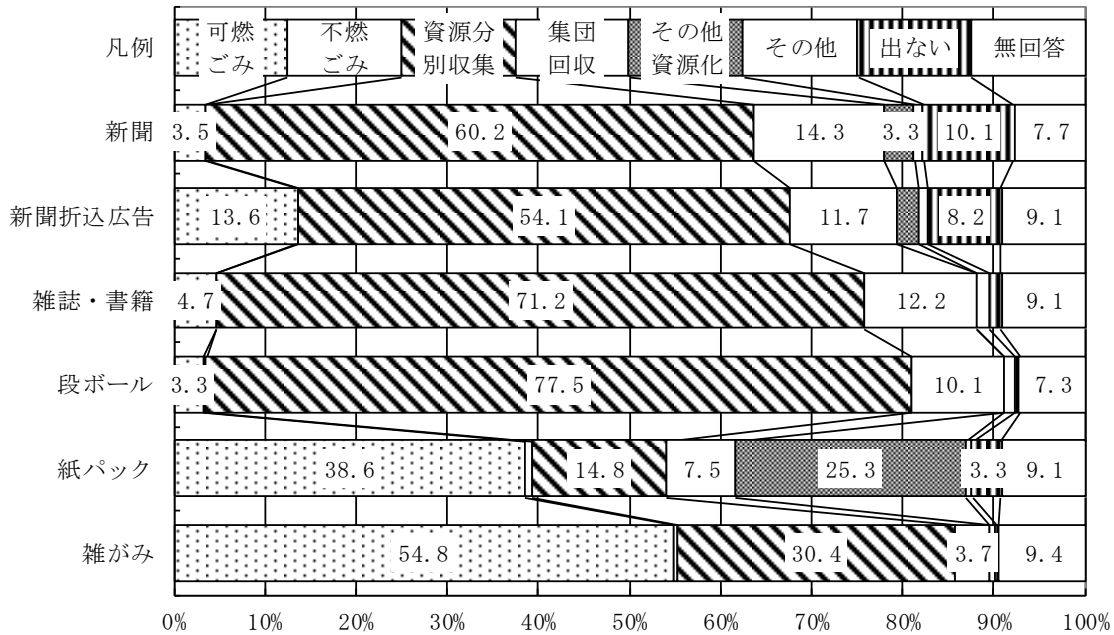
②家庭系不燃ごみの組成割合



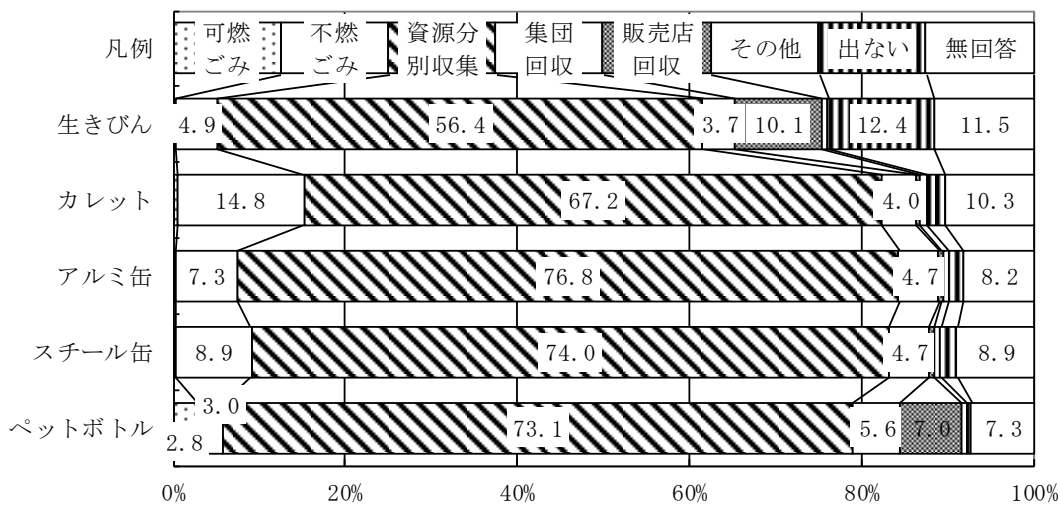
(文京区家庭ごみ排出原単位調査 組成分析調査報告書 平成 21 年 10 月より)

(2) 区民アンケート調査

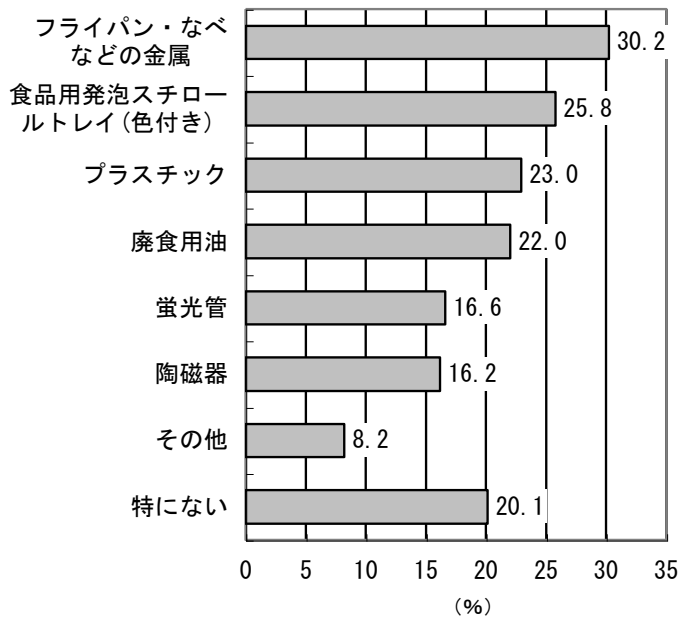
①紙類の処理方法



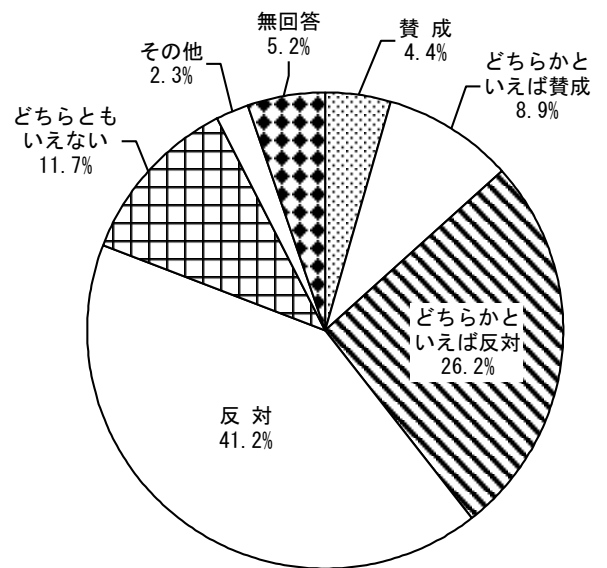
②びん・缶・ペットボトルの処理方法



③資源として収集したほうがよいと思うもの



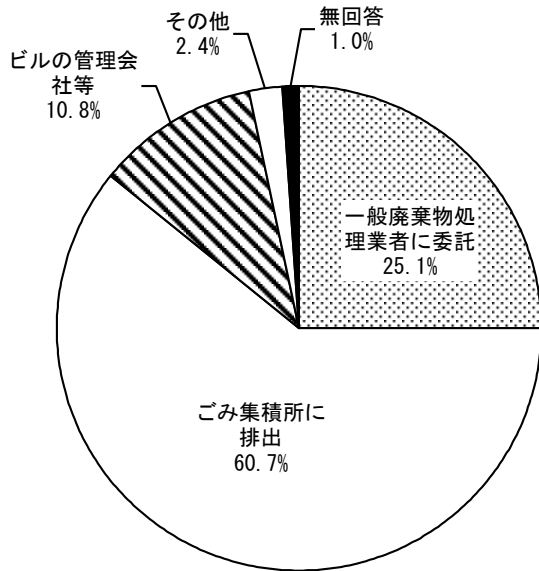
④家庭系ごみの有料化への賛否



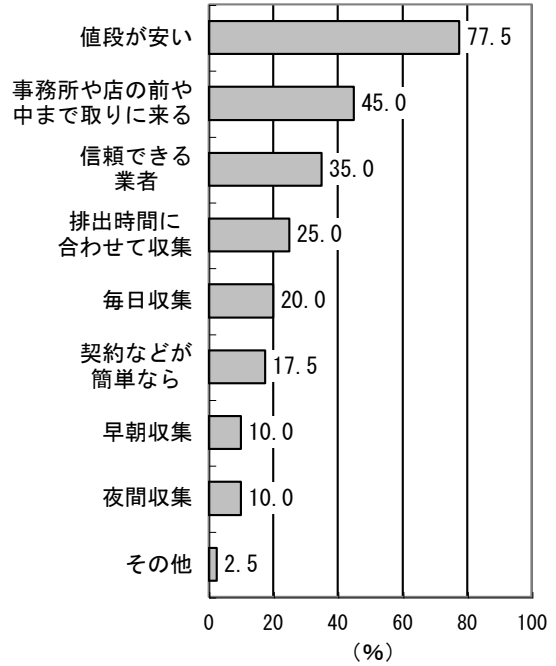
(文京区ごみ・資源に関する区民アンケート調査報告書 平成 21 年 10 月より)

(3) 事業所アンケート調査

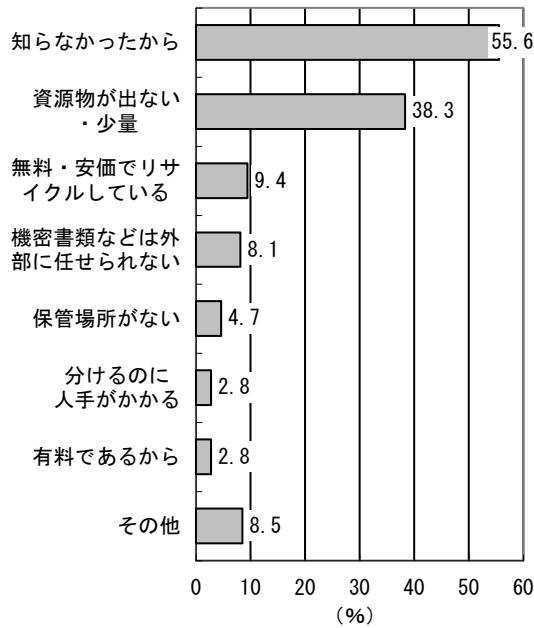
① 一般廃棄物処理業者への委託の有無



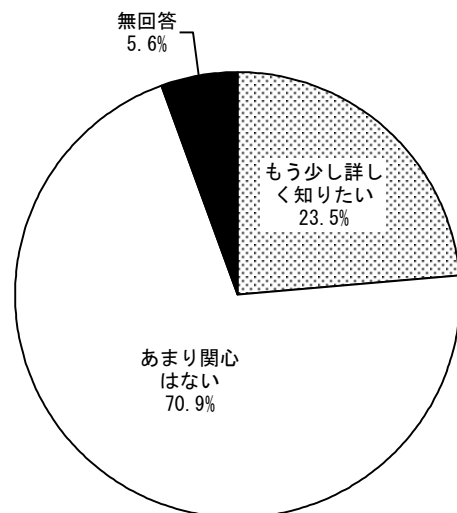
② 委託条件



③ R(リ) サークルオフィス文京への不参加理由



④ R(リ) サークルオフィス文京への関心



(文京区ごみ・資源に関する事業所アンケート調査報告書 平成21年10月より)

(4) ごみ・資源の流れ

21年度の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源（集積所回収、集団回収、拠点回収）の区収集実績値及び区別持込ごみ量算定作業結果を用い、21年度のごみ・資源の流れを推計します。なお、人口は平成21年10月1日現在の人口196,671人（外国人登録含む）を用います。

①ごみ・資源量

- 可燃ごみと不燃ごみは、家庭系ごみ排出原単位調査で把握した区民1人1日あたりのごみ量から家庭系を推計し、収集ごみ量から家庭系の推計量を差し引いて事業系を推計しました。
- 店頭回収、新聞販売店回収、自己処理は、区民アンケート調査の回答率から推計しました。
- 事業系リサイクルは事業所アンケート調査の回答から推計しました。

単位(t/年)

		家庭系	事業系	合計
ごみ量	収集可燃	28,211	14,072	42,283
	収集不燃	1,651	785	2,436
	粗大ごみ	1,360	0	1,360
	持込ごみ	0	24,785	24,785
	合計	31,222	39,642	70,864
資源量	集積所回収	7,616	0	7,616
	集団回収	6,210	0	6,210
	拠点回収(行政関与)	187	0	187
	店頭回収	85	0	85
	新聞販売店回収	180	0	180
	自己処理	102	0	102
	事業系リサイクル	0	24,399	24,399
	合計	14,380	24,399	38,779

②事業系ごみ量の内訳

大規模とは、事業用大規模建築物再利用計画書の対象事業所で、延べ床面積3,000 m²以上の事業所です。持込ごみは、事業用大規模建築物再利用計画書に記載された数値の合計を大規模の値とし、それ以外を大規模以外の数値と推計しました。

単位 (t/年)

		大規模	大規模以外	合計
収集ごみ	可燃ごみ	0	14,072	14,072
	不燃ごみ	0	785	785
	小計	0	14,857	14,857
持込ごみ		16,632	8,153	24,785
合計		16,632	23,010	39,642

③家庭系ごみの品目別の資源化率

家庭系ごみ量を、ごみ組成分析調査の割合で按分して、品目別のごみ量を推計しました。発生量はごみ量とリサイクル量の合計、協力率はリサイクル量を発生量で除して推計しました。

品目	発生量 (t/年)	ごみ量 (t/年)	リサイク ル量 (t/年)	協力率	主なリサイクル方法等
生きびん	146	0	146	100.0%	集積所回収、集団回収、店頭回収
カレット	2,212	228	1,984	89.7%	集積所回収
段ボール	2,869	311	2,558	89.2%	集積所回収、集団回収
アルミ缶	254	31	223	87.7%	集積所回収、集団回収
スチール缶	449	64	385	85.8%	集積所回収
新聞	3,243	466	2,777	85.6%	集積所回収、集団回収
折込広告	2,160	325	1,835	84.9%	集積所回収、集団回収
ペットボトル	901	147	753	83.6%	集積所回収、店頭回収
雑誌・書籍	4,263	1,321	2,942	69.0%	集積所回収、集団回収
白色トレイ	38	28	10	27.1%	拠点回収、店頭回収
紙パック	244	197	47	19.4%	集団回収、拠点回収、店頭回収
乾電池	35	29	7	18.4%	拠点回収
雑がみ	3,136	2,654	482	15.4%	集積所回収
布類	1,271	1,142	129	10.1%	集団回収、拠点回収
木・草類	807	797	10	1.3%	
生ごみ	11,473	11,382	92	0.8%	
プラスチック製容器包装	3,017	3,017	0	0.0%	
その他可燃物	6,224	6,224	0	0.0%	
その他不燃物	1,499	1,499	0	0.0%	
粗大ごみ	1,360	1,360	0	0.0%	

(注) ごみ量とリサイクル量の合計は、端数処理の関係上、発生量と一致しない場合があります。

粗大ごみはステージ・エコによるリサイクルが行われていますが、この集計には入っていません。